

老上学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、老上学区まちづくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の人びとの共通の願いの実現や課題の解決を図ると共に地域コミュニティを強化し、お互いに支え合いながら安心して、安全に暮らせるまち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する次に掲げる老上学区内で活動する個人および団体をもって構成する。

- (1) 老上学区内の町内会（行政事務委嘱者の町内会長が存する町内会をいう。）
- (2) 老上 学区内の住民
- (3) 老上学区内でボランティア活動等を展開する構成員10人以上の団体で本会が必要と認めた団体
- (4) その他本会が特に必要と認めた団体
- (5) その他本会が特に認めた個人

(事業)

第4条 本会は、老上学区に居住する住民を対象として、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) 地域まちづくり計画の策定および実施に関すること。
- (2) 草津市のパートナーとして協働によるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域住民相互のふれあい、交流に関すること。
- (4) 防犯、防災に関すること。
- (5) 福祉の増進に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名

(役員職務)

第6条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計および会務全般を監査する。

(役員選任および任期)

第7条 役員は、評議員会において第3条第1号および第3号、第4号に規定する会員の代表者またはそれらの者から推薦を受けた者の中から選任する。

2 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

3 任期途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 評議員会
 - (2) 理事会
 - (3) 部会 (削除)
- (評議員会)

第9条 評議員会は、代議員制とし、40名以内の評議員で構成する。

2 評議員会は、本会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 会費の額を定めること。
- (4) 会則の制定および改正に関すること。
- (5) 役員の選出に関すること。
- (6) その他評議員会に付すべき事項に関すること。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。

5 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

6 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意を得てこれを決する。

(評議員の職務等)

第10条 評議員は、評議員会における審議のほか、本会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

2 評議員は、会員の代表者またはその者から推薦を受けた者とする。

3 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、会計および理事で構成する。

2 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評議員会に付議する事項に関すること。
- (2) 事業の執行に関すること。

3 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

(部会)

第12条 本会は、第4条に規定する事業を円滑に実施するために部会を設けることができる。

設置する部および各部の構成は、細則で定める。

(部員の職務等)

第13条 部員の職務は、細則で定める。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に対して助言を行い、必要に応じて意見を述べるすることができる。

(事務局)

第15条 協議会の円滑な運営を行うため、老上まちづくりセンター内に協議会の事務局を置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局員 若干名

3 事務局長等は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者を広く募集し雇用するものとする。

4 事務局長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、負担金、交付金および委託金等の収入をもってこれにあてる。

2 会費の額は、評議員会の議決を経て定めなければならない。

(徴収等)

第17条 会費は、第3条に規定する構成員から徴収することができる。

2 会費の額の全部または一部を免除することが適当であると理事会において認めるときは、減免することができる。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

付 則

1 この会則は、平成24年 2月 5日から施行する。

2 第4条の規定については、別に定める毎年度の事業計画に照らして見直す必要があるとき、改正措置を講じるものとする。

3 平成23年度に選任または就任された役員、評議員（以下「役員等」という。）の任期については、本則の規定にかかわらず、当該選任または就任の日から平成24年度に次の役員等が選任または就任されるまでの間とする。

4 当面の間、事務局長および事務局職員は、それぞれ老上市民センターの所長、職員とする。

付 則

この会則は、平成25年 5月23日から施行する。

付 則

この会則は、平成26年5月31日から施行し、平成26年 4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成28年 4月 1日から施行する。(第7条の改正)

この会則は、平成30年5月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。(第15条の改正)

老上学区まちづくり協議会細則

(目的)

第1条 この細則は、老上学区まちづくり協議会の運営および業務の執行について必要な事項を定める。

(部会)

第2条 会則第12条に規定する部会は、次の部会とする。

- (1) 自治安全自治部会
- (2) ふれあい・交流部会
- (3) 子ども・青少年部会
- (4) 人権部会
- (5) 福祉部会

部 会	構 成 団 体
地域安全自治部会	町内会長、町内会推薦委員（自治会）
ふれあい・交流部会	体育振興会、実行委員（自治会）
子ども・青少年部会	青少年育成区民会議、教育振興会、地域協働合校推進委員会
人権部会	同和教育推進協議会
福祉部会	社会福祉協議会、社会福祉委員、民生委員児童委員協議会

2 前項に定める部会のほか、必要に応じて実行委員会および委員会を設置する。

3 部会は次に掲げる部員で構成する。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部長 若干名
- (3) 部員 若干名

4 部会長は会長が任命し、副部会長は部会長が任命する。

5 部会は次に掲げる事項を審議し、実行する。

- (1) 部会の事業の計画および報告ならびに運営に関すること。
- (2) 部会の事業の企画および執行に関すること。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(部員の職務等)

第3条 会則第13条に規定する部員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 部員は、部会の事業を企画・立案し、実施にあたる。

2 部員は、老上学区内の町内会会員および住民の中から選出する。

3 部員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(細則の改正)

第4条 この細則の改正は、理事会の議決をもって行うことができる。

付則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この細則は、平成30年3月26日から施行する。